

許 可 証

事業者の住所 長野県駒ケ根市赤穂 14 番地 672

有限会社 恵比寿産業
氏名 代表取締役 刈間 雄三

令和 5 年 8 月 8 日付申請のあった、一般廃棄物収集運搬業を次のとおり許可する。

令和 5 年 8 月 21 日

箕輪町長 白 鳥 政 徳



記

- 1 廃棄物の種類 一般廃棄物
- 2 許可の期間 令和 5 年 9 月 12 日～令和 7 年 9 月 11 日
- 3 取扱区域 箕輪町内の収集運搬に限る
又は事業の範囲
- 4 条 件
 - (1) 提出のあった作業計画又は事業計画に基づくものであること。
 - (2) 関係法令及び条例、規則を遵守してください。(道路交通関係の法令含む)
 - (3) 許可内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けてください。
 - (4) 収集及び運搬に使用する車両には、両側面及び背面に許可を受けた事業者名を明記すること。(文字の大きさは一辺の長さを 10 cm 以上とする)
 - (5) 上伊那クリーンセンターへの搬入には所定のルートを遵守してください。
 - (6) その他裏面のとおり

その他条件

○収集運搬車などの運行について

運搬車の運転にあたっては、交通ルールを厳守し、事故の無いよう安全運転を励行し、下記については特に徹底してください。

- ・制限速度を遵守した運転に務めてください。
- ・積載ごみが飛散したり臭いが漏れたりしないよう確実な荷積みを行ってください。（パッカー車のゲートは確実に閉めてください。）
- ・過積載は絶対行わないでください。
- ・歩行者等を優先してください。
- ・児童・生徒の交通安全に十分配慮してください。
- ・農耕車に配慮してください。
- ・ごみ処理施設の導入路や敷地内では徐行運転をしてください。

○下記処理施設に搬入できないごみは混入しないでください。

搬入できないごみ

【上伊那クリーンセンター】燃やせるごみ

- ・建築廃材、農業用資材、焼却灰、塗料、農薬、医療系廃棄物等

【クリーンセンター八乙女】燃やせないごみ

- ・ドラム缶、漬物石、自動車部品、危険物（消火器・ガスボンベ等）、家電リサイクル法対象品、乾電池等